

# 平成26年度 池田町人事行政の

池田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年池田町条例第4号）第3条各号及び第4条に定める事項について、以下のとおり公表します。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員採用の状況 (平成25年度)

区分	職種	受験者数	合格者数	採用者数
大卒短大卒程度	一般行政職	32人	6人	4人
高卒程度	技能労務職	-	-	-

### (2) 退職者数の状況 (平成25年度)

退職の種類	定年退職	普通退職	勲奨退職	その他	計
退職者数	5人	6人	3人	0人	14人

### (3) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成25年	平成26年	
一般行政部門	議会	2人	2人	0
	総務	22人	24人	2
	税務	9人	9人	0
	農林水産	8人	8人	0
	商工	2人	2人	0
	土木	10人	10人	0
	民生	68人	67人	△1
	衛生	12人	12人	0
特別行政部門	小計	133人	134人	1
	教育	31人	30人	△1
公営企業等会計部門	小計	31人	30人	△1
	水道	4人	4人	0
	下水	5人	5人	0
	その他	11人	12人	1
合計	小計	184人	185人	1
	[205人]	[205人]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## 2. 職員の給与の状況

### ① 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8歳	299,540円	324,493円
技能労務職	45.4歳	205,080円	213,365円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 172,200円
	高校卒 140,100円
技能労務職	大学卒 157,200円
	高校卒 137,200円

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 220,400円	295,500円	324,900円
	高校卒 -円	-円	-円
技能労務職	大学卒 -円	-円	-円
	高校卒 193,200円	208,800円	215,000円

### ② 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
(25年度支給割合)	2.6月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

支給率	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.9550月分
勤続35年	46.55月分	55.8600月分
最高限度額	55.86月分	55.8600月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		

(注) 岐阜県市町村退職手当組合の規定による。

#### (3) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	支給内容
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族のうち1人目(配偶者なし) 11,000円 その他の扶養親族 6,500円 満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間 5,000円加算
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下…家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満…(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上…27,000円
通勤手当	自動車等の使用者(通勤のために自動車等の使用を常例とするもの、通勤距離が片道2km以上であること)距離に応じて支給
宿日直手当	一般の宿日直…1回につき4,200円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・総括部長…44,000円 ・部長・次長…26,000円～37,000円 ・課長・室長・事務局長…20,000円
特殊勤務手当(選挙事務除く)	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給 ・感染症防疫作業手当…2,000円/日 ・税務手当…300円/日 ・消防手当…2,000円/月 ・家畜保健衛生業務手当…500円/日 ・へい獣処理手当…1,000円/回 ・死体処理作業手当…10,000円/日
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)